

みどり

花いっぱい運動



市内の公園や駅前広場にある花壇（下表）は、「NPO法人西東京花の会」や「すみれ会」などのボランティアと市との協働によって管理運営されています。
季節折々の花を見ながら、憩いと潤いのひと時を体験されてはいかがでしょうか。
みどり公園課 保（☎438 - 4045）

町 名	花植えを行っている公園・児童遊園・広場
北町	青嵐台公園
下保谷	あらやしき公園・下保谷第二ポケットパーク
栄町	南入公園
ひばりが丘	はなみずき公園
ひばりが丘北	ひばり北わんぱく公園
谷戸町	谷戸せせらぎ公園
住吉町	住吉町第三公園
泉町	泉町きつき公園・泉町第一児童遊園
東町	けやき台児童遊園・東町四丁目児童遊園・文理台公園
中町	市役所前広場(保谷庁舎)
保谷町	えのき児童遊園
富士町	富士町二丁目児童遊園・東伏見駅北口広場

町 名	花植えを行っている公園・児童遊園・広場
西原町	西原五丁目第2公園
芝久保町	けやき台公園・芝久保第一児童遊園・芝久保第一公園・芝久保バラ園・けやき小学校西門前
田無町	田無四丁目第1公園・田無四丁目第2公園・田無四丁目第3公園
緑町	西東京いこいの森公園
柳沢	ひょうたん島公園・しじゅうから公園・柳沢第一児童遊園
東伏見	千駄山広場・東伏見コミュニティセンター前
向台町	田無市民公園・向台第四児童遊園・向台六丁目第2公園
南町	南町六丁目第1公園・南町六丁目歩道内花壇
新町	新町福祉会館

防犯・防災

万引きは犯罪です！

～万引きをしない、させない、見逃さない～

❖小売店舗業の皆さんへのお願い

不審者への声かけや商品陳列の工夫などで万引き防止に努めてください。

万引きの被害にあったときは、必ず警察に届け出てください。

万引きをさせない環境づくりにご協力をお願いします。

田無警察署（☎467 - 0110 内2612）

危機管理室 保（☎438 - 4010）

ご存知ですか？

地域配備用消火器!!

市では、火災が発生した際、皆さんが初期消火できるように、市内約1,200箇所に消火器を配備しています。自分の地域を災害から守るためにも、お近くの消火器の設置場所の確認をお願いします。また、地域で消火器が必要と思われる場合は、設置基準に基づき対応しますのでご連絡ください。

なお、消火器の適正な使用についてもご協力をお願いするとともに、破損している消火器などがありましたらご連絡ください。

危機管理室 保（☎438 - 4010）

救急車の適正利用

救急車は皆さんの医療資源であり、適正に利用していただくことが大切です。

救急車は、救急要請のあった場所から最も近い場所にいる救急車が出場しますが、救急出場が増えると、遠い場所から出場します。救急車が到着するまでに時間がかかると、「救える命」が救えなくなる可能性もあります。救急車は、本当に緊急性のあるときご利用ください。

【救急相談センター】急な病気やケガをした場合に、救急要請に迷ったときの相談窓口として、東京消防庁救急相談センターを開設し、24時間・年中無休で相談医療チームが対応しています。

迷った際には「7119」の救急相談センターへ。

西東京消防署（☎421 - 0119）

危機管理室 保（☎438 - 4010）

交通マナー

自転車駐車場を利用しましょう

自転車・原付バイクは、手軽で便利な交通手段として多くの方に利用されています。しかし、「ちょっとだけ」という安易な気持ちで、歩行者の通行の妨げになるばかりではなく、災害・緊急時の活動の妨げにもつながります。

通勤・通学・買い物などで自転車・原付バイクを駐車する時は、利用者1人ひとりが責任を持って自転車駐車場を利用しましょう（原付バイクは、制限がある場所があります）。

市では「自転車等の放置防止に関する条例」により、市内の各駅周辺を『自転車等放置禁止区域』に指定しています。

駅周辺の放置自転車・原付バイクは撤去し、保管所に移送します。

□撤去保管料

自転車...2,000円 原付バイク...3,000円

道路管理課 保（☎438 - 4057）

TOKYO交通安全キャンペーン

やさしさが 走るこの街 この道路

TOKYO交通安全キャンペーンが12月1日(火)～7日(月)まで実施されます。このキャンペーンは、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるよう呼びかけ、1人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図ることにより、交通事故防止の徹底と良好な駐車秩序を確立し、交通渋滞の解消を図ることを目的とします。

【運動の重点】

高齢者の交通事故防止 二輪車の交通事故防止 飲酒運転の根絶
違法駐車対策の推進

■リフレクター運動

リフレクター運動とは、明るく目立つ色の服装やライトが当たるとキラキラと輝く「反射材（リフレクター）」を服や持ち物、または自転車などにつけて、ドライバーに自分の存在をアピールして注意を喚起し、「夕暮れ時から夜間」の交通事故を防止しようとする運動です。

道路管理課 保（☎438 - 4055）

環境

みんなで飼い主のいない猫の対策について考えてみませんか



飼い主のいない猫に関する苦情・相談が増えています。飼い主のいない猫は、もともとは飼い猫が捨てられ、餌だけを与える方もいる中で増えたものです。人も猫も快適に暮らせるよう、市民の皆さんへご理解とご協力をお願いします。

環境保全課（☎438 - 4042）

【猫の飼い主の方へ】

- 1 猫は屋内で飼いましょう。
- 2 不妊・去勢手術をしましょう。
- 3 首輪など身元のわかるような表示をしましょう。
- 4 飼い猫を捨てないでください。

【飼い主のいない猫へ餌を与える方へ】

やせておなかをすかせた猫がいれば、餌を与えるようになる気持ちは分かります。しかし、猫が地域社会の嫌われ者にならないためには、きちんとした管理をすることが大切です。餌をあげる行為は、飼育に準じた責任が生じると考えてください。

- 1 糞・尿の後始末をしましょう。
- 2 置き餌はやめましょう。

- 3 不妊・去勢手術をしましょう。
- 4 猫を飼ってくれる里親を探しましょう。

【猫を迷惑に思っている方へ】

猫を迷惑に思う方は、「猫を追い出せばいい」と考えるかもしれませんが、猫の増える原因を解決しなければ、根本の解決にはなりません。

実際に、手術をしたことで猫が激減したという事例もあります。

猫の問題を自分たちの住む地域の問題としてとらえ、命あるものを皆さんの合意の元に、適正に管理していくという対策にご理解いただきますようお願いいたします。